



2022年1月26日

各位

会社名 ユニデンホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長兼 CFO 武藤 竜弘
(コード番号 6815 東証第1部)
問合せ先 管理本部 小尾 幹之
(TEL : 03-5543-2812)

訴えの取下げによる株主総会決議取消訴訟の終了に関するお知らせ

当社は、2021年8月2日付「訴状受領に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、東京地方裁判所において、フジファンド株式会社より株主総会決議取消訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起されておりましたが、当社は、本件訴訟の取下げがあったものとみなされたことを確認しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴えの取下げがあったものとみなされた経緯

当社では、2021年6月29日開催の第56回定時株主総会において、第1号議案「剰余金の処分の件」、第2号議案「取締役6名選任の件」を可決いたしました（以下、これらの決議を併せて「本件各決議」といいます。）。2021年7月7日付で提起された本件訴訟は、当社の株主様1名が、主位的に本件各決議が不存在であることの確認を、予備的に本件各決議の取消しを求めて訴訟を提起したものでありました（その後、2021年10月18日付の書面において、原告により、本件各決議が不存在であることの確認を主位的に、本件各決議の取消しを予備的に請求するとしていた点が撤回され、当該不存在確認及び当該取消しを選択的に請求するものとされました。）。2021年12月3日、本件訴訟の原告代理人が辞任し、その後、東京地方裁判所より本件訴訟の口頭弁論期日の指定があったにもかかわらず、原告は、2021年12月23日付の同口頭弁論期日に出頭せず、さらに一月以内に期日指定の申立てを行わなかったことから、2022年1月24日の経過により、東京地方裁判所において、民事訴訟法第263条に基づき、本件訴訟の取下げがあったものとみなされたものです。

2. 本件訴訟を提起した者

名 称 フジファンド株式会社
所在地 静岡県伊東市富戸890番地の1
代表者 代表取締役 藤本 秀朗

3. 訴えの取下げがあったものとみなされた裁判所及び年月日

東京地方裁判所 2022年1月25日

4. 訴訟の内容

- (1) 会社法第 830 条第 1 項に基づく本件各決議の不存在確認請求
- (2) 会社法第 831 条第 1 項第 1 号に基づく本件各決議の取消しの請求

5. 今後の見通し

本件訴訟の取下げによる当社業績への影響はありません。

以上